

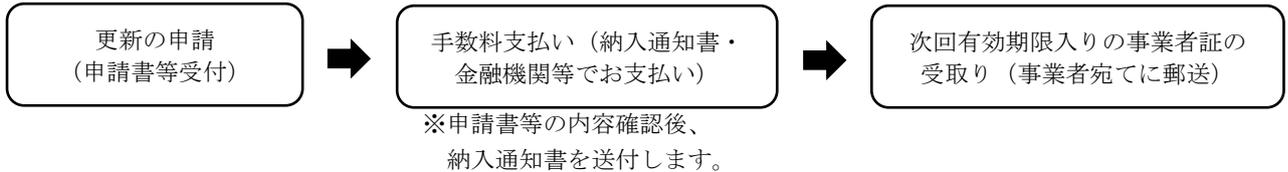
長岡市指定給水装置工事事業者 更新申請のご案内

(提出書類早見表)

- ◆ 指定給水装置工事事業者の指定の有効期限は、水道法第25条の3の2により **5年**となっています。
- ◆ 更新に関する手続きは、以下のとおりです。

※現在の届出内容に変更がある場合は、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」の提出が必要です。

【更新手続きの流れ】



【更新の申請に必要な書類】

事業者が個人または法人により、提出書類が異なります。(○がついた書類を提出してください。)

	申請の際に、提出していただくもの	個人	法人	備考
1	「指定給水装置工事事業者指定申請書」 (様式第1) ※	○	○	表面と裏面があります。 (両面とも記入してください。)
2	「機械器具調書」(別表) ※	○	○	
3	「誓約書」(様式第2) ※	○	○	
4	住民票	○	—	発行日から3か月以内のもの。 ※個人番号は表示しないでください。
5	定款の写し	—	○	直近のもの。 写しの余白に代表者の原本証明を記載してください。
6	登記事項証明書 又は 登記簿謄本	—	○	発行日から3か月以内のもの。
7	選任している主任技術者の 免状(写し)又は技術者証(写し)	○	○	選任をする主任技術者全員分
8	指定事業者証(旧)	○	○	現在保有している指定事業者証を返納してください。
9	「長岡市指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書」 ※	○	○	主任技術者が、外部研修を受講した場合は、受講証等の写しを添付してください。

※の様式は、長岡市 HP の次のページからダウンロードできます。

[トップ>申請書様式のダウンロード>上下水道](#)

【更新手続き】

更新手続きについては、長岡市水道局から事前に郵送で通知します。

【更新手数料】

5,000円

※後日郵送する納入通知書により、金融機関等でお支払いいただきます。

【問い合わせ先および申請書送付先】

長岡市水道局業務課庶務係

〒940-0093 新潟県長岡市水道町2-7-22

電話(直通) 0258-38-8550

(次ページあり)

【参考：指定基準】

1. 「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1) 関係

長岡市の給水区域について、給水装置工事業を行う事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

2. 「機械器具調書」(別表) 関係

国土交通省令で定める次の機械器具を有する者であること。

- ・ 管の切断器具・・・金切りのこ等
- ・ 管の加工用具・・・やすり、パイプねじ切り器等
- ・ 管の接合用具・・・トーチランプ、パイプレンチ等
- ・ 水圧テストポンプ

3. 「誓約書」(様式第2) 関係

次のいずれにも該当しない者であること。(水道法第25条の3第1項第3号)

- イ. 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
- ロ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ. この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ニ. 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- ホ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ. 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの